

支援制度の概要

地域コミュニティ施設等再建支援事業

● 補助対象施設

次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要であると市長が認める施設等が対象

- ① 金沢市内に存在しており、土地に固定している工作物または建築物であること
- ② 専ら地域(集落)の住民が利用していること
※ 憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く
- ③ 専ら地域(集落)の住民が交代で維持・管理していること
- ④ 地域(集落)の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること

● 対象者

上記施設を維持・管理する集落又は町会

● 対象経費

- ① 建替の場合(本体工事、付帯設備(電気・空調・衛生等、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費)
- ② 修繕の場合(建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費)
※ 土地購入費及び事務費は除く
※ 他の補助金を活用した施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を補助対象経費から控除する

● 交付基準

補助率 4分の3、上限額 1施設あたり 12,000千円

共同墓地復旧支援事業

● 支援対象

集落共有の墓地

※ 地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外

● 対象経費

- ① 墓地等における共有部分(通路、外構、水道設備、建築物など)の復旧経費
- ② 共有部分又は他の所有者の区画に倒壊した墓石の移設工事

● 交付基準

補助率 2分の1、上限額 1件あたり 12,000千円

復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象となります